

# 公 告

下記のとおり一般競争入札を実施する。

記

## 1. 電子調達システムの利用

本調達には「電子調達システム」 (<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>) を利用した応札、入札及び契約手続きにより実施するものとする。なお、当該システムへは東北財務局ホームページ (<https://lfb.mof.go.jp/tohoku/>) からリンクも可能である。

また、「紙」による入札書等の提出及び契約手続きも可とする。

## 2. 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 称 (R6) 国有財産地下埋設物調査及び撤去工事 (会津若松市)
- (2) 工 事 場 所 福島県会津若松市館馬町463
- (3) 工 期 契約締結日の翌日 から 令和6年10月31日 まで
- (4) 証明書等の受領期限 令和6年5月28日 (火) 16時00分
- (5) 入札書の受領期限 令和6年5月29日 (水) 16時00分
- (6) 開札の日時及び場所 令和6年5月30日 (木) 11時00分  
福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎5階 福島財務事務所大会議室
- (7) (4)から(6)については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

## 3. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 令和5・6年度の東北財務局の競争参加資格審査の結果、次のとおり等級決定通知を受けた者。  
(業種区分) とび・土工・コンクリート工事 (等級) A、B又はC
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法 (昭和27年法律第172号) に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立をしていない者。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始申立てをした者のにあつては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者 (分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む) であること。
- (6) 次の事項に該当することにより、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。  
イ. 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反すること。  
ロ. 同担当官が行った入札の落札者となりながら、正当な理由がなく契約を締結しなかったこと。  
ハ. 同担当官が行った入札に際して不正又は不誠実な行為をしたこと。  
ニ. 経営の状況又は信用度が極度に悪化し、適正な契約の履行が確保されないと認められること。
- (7) 競争入札に参加するために必要な証明書等を受領期限までに提出し、その審査に合格した者であること。
- (8) その他入札説明書による。

## 4. 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書を交付する場所

入札説明書等は「調達ポータル」 (<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>) で交付する。

なお、紙による入札説明書等の交付を希望する場合には、以下の日時及び場所で交付する。

- (1) 場 所：〒960-8112 福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎5階  
福島財務事務所管財課 024-535-0304
- (2) 期 間： 令和6年5月13日 (月) から 令和6年5月28日 (火) まで  
9時から12時及び13時から17時 (最終日は16時まで)。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

## 5. 入札書の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額 (1円未満の端数金額を切り捨てた金額とする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6. 入札保証金及び契約保証金

全額免除する。

## 7. 入札の無効

競争参加の資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 8. 契約書の作成

契約書の作成を要する。

## 9. 質疑応答

質問書の提出方法及び回答方法は入札説明書による。

以上公告する。

令和6年5月13日

分任支出負担行為担当官

東北財務局福島財務事務所長 橋本 和久